

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表について

▼男女の賃金の差異

資格	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	53.7%
専任	82.1%
専任以外の者	105.5%

公表日:2024年6月19日

※1 算出期間は2023年4月から2024年3月までの2023年度である。

※2 ここでいう賃金とは、賃金、給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものを指す。

※3 上記表内については、本学の専任及び専任以外の者について算出している。それぞれの職種名は以下のとおり。
[専任]正規雇用労働者を指す。大学教員においては、教授・准教授・専任講師及び助教を指す。併設校教員においては、教諭及び助教諭を指す。事務職員においては、専任事務職員を指す。

[専任以外の者]非正規雇用労働者を指す。大学教員においては、特別契約教員・特別任用教員・特別任命教員・特任外国語講師・特任体育講師・留学生別科特任常勤講師・客員教授及び非常勤講師を指す。併設校教員においては、特別契約教諭・常勤講師・嘱託教諭・非常勤講師及び併設校特任外国語講師を指す。
事務職員においては、嘱託・特任嘱託・契約職員・非常勤嘱託・特別任用研究員・PD及び定時事務職員(アルバイト)を指す。

以上